

仙台市市民協働事業提案制度 募集要項

平成 27 年度協働事業提案を募集します

地域の身近な課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決していく制度です。団体の専門性やネットワークを生かし、仙台市とともに取り組むことで、地域のニーズにこたえることが見込める事業提案を募集します。

○事業提案書提出締切

平成 26 年 5 月 30 日（金）午後 5 時必着
（直接持参に限ります）

応募方法についての詳細は、5 頁をご覧ください。

○一次審査（書類審査） 平成 26 年 6 月下旬

以下、一次審査を通過した場合（予定）

○事業提案書（改訂版）提出締切 平成 26 年 7 月下旬

○公開プレゼンテーション・最終審査 平成 26 年 8 月上旬

○採択候補事業決定 平成 26 年 9 月中旬

<お申し込み・お問い合わせ先>

仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL 214-8002 / FAX 211-5986

1 募集する事業

(1) 募集する事業について

仙台市では、地域の身近な課題について、団体（※対象となる団体については2頁をご覧ください）からの提案をもとに、仙台市との協働で解決していくという趣旨で、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益性が高い事業で、市の施策目標に合致するもの
- ② 市と協働で取り組むことにより具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるもの
- ④ 提案団体の事業として実施することが可能であるもの
- ⑤ 課題解決に向けた新たな視点を取り込まれているもの
- ⑥ 予算の見積もり等が適正であるもの

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のような事業は対象となりません。

- ① 提案団体が現在行っている事業
- ② 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではない事業
- ③ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われる事業

なお、団体に対する助成事業ではありませんので、注意してください。

(2) 事業期間について

事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までです。

ただし、事業継続が認められる場合があります（翌年度に限る）。この場合についても改めて提案をいただき、審査を受ける必要があります。

2 対象となる団体（応募資格）

仙台市内に事務所及び活動場所を有する団体（NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、公益法人、自治会・町内会、企業等）であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 5名以上の会員で組織していること
- ② 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること
- ③ 予算・決算を適正に行っていること
- ④ 原則として、提案時点で1年以上継続して活動していること
- ⑤ 事業の業務を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑦ 暴力団、又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費については、提案団体と市が双方で負担することとし、市の負担額は、予算の範囲内で、全体事業費の 9/10 以内とします。

<参考>平成 26 年度は 2 事業を採択し、2 事業合わせて、全体事業費の 9/10 にあたる約 600 万円の予算措置を行いました。

② 労力換算額の算入

団体負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労働力を団体の労力換算額として算入することができます。

例 全体事業費 200 万円の場合：団体負担額は 20 万円以上必要。自己資金が 10 万円の場合、無償の労働力をその実態に応じ 10 万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです。詳細は別紙「事業収支予算書（第 3 号様式）の記入について」をご覧ください。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費 ※積算根拠等については第 3 号様式別紙をご参照ください。
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など ※講師謝礼の金額等については第 3 号様式別紙をご参照ください。
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込 20,000 円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込 20,000 円以上の物品）の購入費、団体の打合せでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費。

4 事業提案から事業実施までの流れ



<協定書締結以降の流れ>

- ・ **協定書締結**（27年4月）：議会での平成27年度予算議決後、相互に協定書を締結します。協議内容に基づき、事業実施負担金が支払われます。
- ・ **事業実施**（27年4月～）：事業実施にあたっては、互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。
- ・ **中間報告**（27年10月頃）：事業実施状況等について、中間期に報告を行います。
- ・ **事業報告・評価**（28年5月頃）：事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・仙台市ともに振り返り、評価を行います。

5 事業提案の応募方法

(1) 事業提案に際しての留意点

課題の把握を的確に行い、事業目的を明確に設定し、課題が解決できると見込まれる事業内容となるように注意してください。また、協働を想定する課に期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市の機関等から得られる情報等に基づいて、具体的に記入してください。また、仙台市と協働して事業を実施するためには、仙台市が抱えている課題に沿ったものにする必要があります。仙台市の施策の方向性や概要は「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」「仙台市実施計画」を参照してください（「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画」へのリンク http://www.city.sendai.jp/shisei/1198465_1984.html）

(2) 事業提案に関する相談

仙台市市民活動サポートセンター（サポセン）にて、事業提案に関する相談をお受けします。事業の概要がまとまり次第、可能な限り、ご相談してください。

＜サポセンでの相談について＞

サポセンスタッフと市民協働推進課の職員が相談を受付します。

相談内容：事業内容への助言、相談・調査先となる担当部署の紹介など

相談日時（指定）：各1時間程度

午前（午前10～12時）	説明会に参加された団体に、個別にメールまたはFAXにてお伝えいたします。
午後（午後2～4時）	
夕方・夜間（午後6～8時）	

相談場所：仙台市市民活動サポートセンター（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）

TEL 212-3010 / FAX 268-4042

*相談に際しては、事前に市民活動サポートセンターに予約をしてください。

(3) 事業提案書の提出

平成26年5月30日（金）午後5時までに市民協働推進課へ直接持参してください（郵送等では受付いたしません）。

＜提出書類＞

- ・事業提案書（第1号様式）、団体概要書（第2号様式）、事業収支予算書（第3号様式）*仙台市ホームページからダウンロードできます
- ・団体の定款、規約、会則など、団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレット等）
- ・役員・会員名簿、前年度活動報告書、前年度収支計算書

一次審査(6月下旬)の結果については、平成26年7月上旬頃に文書で通知します。

6 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、仙台市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

※ 市民協働事業提案制度検討会

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取り組みが実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

予算の範囲内で決定します。

(4) その他

事業内容の詳細及び事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、団体や協働を担当する課が協議し、調整を行う場合があります。

7 その他

(1) 事業費の精算

- ① 事業終了後、報告書等をもとに金額を確定し、精算を行います。
- ② 事業終了後に、領収書の写しや収支決算書等を添付した精算報告書（第4号様式）を提出していただきます。
- ③ 事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) その他

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

8 Q&A

募集事業について

Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A 1 事業の実現性などの点から 1 団体 1 提案となります。

対象となる団体について

Q 2 「原則として、1 年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として 3 年活動した後、NPO 法人となり、法人設立から 1 年未満である。要件を満たしているか。

A 2 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が 1 年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に 1 年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書と NPO 法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q 3 個人での提案はできないのか。

A 3 仙台市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行う体制は組織性が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q 4 複数の団体が連携して協議体として事業提案を行うことは可能か。

A 4 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。また、この制度による協働の期間の終了後も見据え、積極的な連携を期待します。

応募方法等について

Q 5 事業提案に関する相談は必須か。

A 5 必須ではありませんが、提案内容をより具体的で実現性の高いものとするため、ご相談することを推奨します。

事業費等について

Q6 「無償の労働力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A6 自己資金が少ない(事業総額の1/10に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q7 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A7 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、仙台市から助成を受ける事業はこの事業の対象とはなりません。

その他

Q8 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A8 協働事業であり、提案団体、市それぞれに帰属することになります。なお、事業実施にあたっては、締結する協定書において、その旨を規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

Q9 当初想定していなかった収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A9 物品を製作して販売により得られた収入等については、その製作に要した支出経費を勘案し、協定書で定めた負担割合に応じて精算を行います。

Q10 事業は4月からスタートするが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A10 支出経費は事業期間内(事業対象年度)に、実施・支払いが行われるものだけに限り計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。